

# 福岡県公報

平成23年8月12日  
第 3 2 9 1 号

## 目次

### 告示(第1340号-第1359号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 2
○県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 4
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課) …………… 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8

## 公 告

○意見募集の結果の公示	(廃棄物対策課) …………… 8
選挙管理委員会	
○政治団体の平成21年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課) …………… 9
公安委員会	
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部教養課) …………… 10

## 告 示

### 福岡県告示第1340号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市前原東二丁目585番1、585番6から585番31まで、590番2の一部、593番2及び600番4の一部並びに道路である市有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糸島市前原東一丁目12番7号 波多江 啓二  
大野城市筒井四丁目4-17 悠悠ホーム株式会社 代表取締役 内山 敏幸

### 福岡県告示第1341号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成23年8月1日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス篠栗店  
(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲614番3ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年4月2日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,168平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物北側及び東側	63

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物東側	24

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷 さ ば き 施 設 の 位 置	面積(平方メートル)
建物西側	50

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
--------------	------------

建物西側	9.6
------	-----

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 建物敷地北側及び西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 福岡県告示第1342号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ福岡空港東店  
(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489番1ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

## 福岡県告示第1343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業

計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営宇留津地区土地改良(暗渠排水)事業計画書の写し	平成23年8月12日から 平成23年9月9日まで	築上町役場

#### 福岡県告示第1344号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市江川字上ノ山1917の26
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1345号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市甘水字白木861の1・874（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1346号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市佐田字爪ノ平2523の1
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1347号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
築上郡上毛町大字東下1645の2、1649、1651の1、1654の1、1654の2、1675の1、1675の2、1646（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1348号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
嘉麻市桑野字ナカノ2049の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1349号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成23年7月28日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
上秋月土地改良区	土地改良事業（維持管理） 変更計画書の写し	平成23年8月12日から 平成23年9月9日まで	朝倉市役所

**福岡県告示第1350号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成23年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 沖田會
- (2) 代表者の氏名  
日野 崇一郎
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市八幡東区尾倉一丁目11番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、行政機関・地域住民・各種団体と連携を取りながら、子供や高齢者、また、地域住民が安全で快適な生活を営み、優しい市民社会の創造・確立、地元地域の活性化のため、北九州市を対象とした防犯・防災パトロールの実施、インターネット上にある有害情報やネットワークを利用した犯罪行為の監視・撲滅、インターネットによる相談支援事業を行うことを目的とする。

**福岡県告示第1351号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成23年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人ラベンダー
- (2) 代表者の氏名  
奥村 清隆
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区三萩野一丁目8番13号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や雇用機会の拡充を支援する活動に関する事業を行い、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1352号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成23年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人福岡・東アジア交流協会
- (2) 代表者の氏名

古賀 友行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神3丁目10番32-301号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、東アジア諸国の行政機関や民間企業などのパートナーシップを結び、東アジア諸国が抱える環境問題、食料問題、エネルギー問題や産業の活性化を図るための文化・伝統の交流及び広報活動等を行うとともに、国際社会における九州の存立の為に、我が国の新しい時代を拓けるように党派や政治的理念を超えて公共政策問題を考える集団、「九州自立を考える会」とパートナーシップを締結し将来の道州制も視野に入れ、現在の国と地方の役割分担のあり方を見直す地方主権の推進や九州の成長戦略づくり等に関する研究を進め、九州の公益に貢献することを目的とする。

**福岡県告示第1353号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人親子のきずなれたー

(2) 代表者の氏名

有松 宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区大井2丁目7番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人と人との『きずな』が希薄となってきた地域のコミュニティに対して子どもを中心とした地域のきずなの再生、健全育成支援に関する事業を行い、情操教育さらには環境・公共・共生に対する意識を育成し、思いやりの心を育てる教育の実現を目指し、『きずな』の膺灸に寄与することを目的とします。

**福岡県告示第1354号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人九州めだか村

(2) 代表者の氏名

久保 雄一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区石原町50番北九州めだかセンター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州市民に対してめだかと蛍の保護、繁殖、放流、河川の再生に関する事業を行い、市民の憩いの場としての河川づくり、並びに河川周辺の環境改善に寄与することを目的とする

**福岡県告示第1355号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人豊津小笠原協会

(2) 代表者の氏名

川上 義光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡みやこ町豊津487番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、現代社会の基盤である地域文化・歴史を、先人によって生まれた共有の資産であると考え、その担い手である地域住民からの積極的な保護、活用を図ることによって、地域文化・歴史を活かしたまちづくりを推進し、かつ地域住民の教育の創造に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1356号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あしなみ

(2) 代表者の氏名

沖 浩人

(3) 主たる事務所の所在地

（変更前）佐賀県鳥栖市桜町1204番地4

（変更後）福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目6番35号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1357号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たんぽぽ

(2) 代表者の氏名

矢野 文香

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区若園三丁目19番51-102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に子ども達や保護者の方々に対して、保育・育児の支援に関する事業、児童・青少年の学習・課外活動等の支援に関する事業、保護者や地域住民同士の交流会・イベントの企画・開催に関する事業を行い、子どもの健全育成と地域福祉の向上を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1358号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年7月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人京都ドリーム21

## (2) 代表者の氏名

定石 光治

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大字矢留619番地の1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、行橋市・京都郡地域住民に対して、地域歴史の調査研究に関する事業や地域の情報技術発展の推進を図る事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1359号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年6月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人アッシーユウ

(変更後)

特定非営利活動法人美夜古

## (2) 代表者の氏名

阿部 俊之

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡みやこ町勝山黒田709番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の雇用・就労の場の確保・支援、住居、移動の補助（移送の充実）、相談援助などの福祉サービス、市民や企業及び行政への啓発活動などにより、障害者の自立と健全者との共生を促進し、未来にむけた地域づくりに寄与することを目的とする。

**公 告****公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る審査基準の一部改正案について、平成23年6月1日から平成23年7月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成23年8月3日に設定しました。

平成23年8月12日

福岡県知事 小川 洋

## 問合せ先

環境部廃棄物対策課施設第二係

電話：092-643-3364

メールアドレス：haiki@pref.fukuoka.lg.jp



## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、民主党福岡県第3区総支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号）の一部を、次のとおり改める。

平成23年8月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成21年分収支報告書の要旨中、民主党福岡県第3区総支部の項を次のとおり改める。

#### 176 民主党福岡県第3区総支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号	
公職の候補者の氏名	藤田 一枝	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
報告年月日	平成22年5月28日	

#### 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	74,667,896円	
ア 前年繰越額	3,870,030円	
イ 本年収入額	70,797,866円	
(2) 支出総額	74,141,107円	
(3) 翌年への繰越額	526,789円	

#### 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費（金額・人数）	1,262,500円	805人
イ 寄附	23,413,087円	
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	23,413,087円	
a 個人からの寄附	5,913,087円	
b 法人その他の団体からの寄附	500,000円	
c 政治団体からの寄附	17,000,000円	

ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	23,000,000円	
民主号外発行事業	23,000,000円	
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,660,000円	
民主党本部	22,000,000円	
民主党福岡県総支部連合会	660,000円	
カ その他の収入	462,279円	
金銭以外のものによる寄附相当	462,000円	
一件十万円未満のもの	279円	
合計	70,797,866円	

#### [寄附の内訳]

##### a 個人からの寄附

（寄附者の氏名）	（金額）	（住所）
藤田 一枝	5,863,087円	福岡市早良区
その他	50,000円	
小計	5,913,087円	

##### b 法人その他の団体からの寄附

（寄附者の名称）	（金額）	（事務所の所在地）
小寺油脂（株）	500,000円	古賀市
小計	500,000円	

##### c 政治団体からの寄附

（寄附者の名称）	（金額）	（事務所の所在地）
藤田一枝後援会	7,000,000円	福岡市早良区
ふくおか21フォーラム	10,000,000円	福岡市中央区
小計	17,000,000円	

#### (2) 支出の内訳

ア 経常経費	41,475,099円	
(ア) 人件費	10,958,800円	
(イ) 光熱水費	471,201円	
(ウ) 備品・消耗品費	13,566,029円	

(エ) 事務所費	16,479,069円
イ 政治活動費	32,666,008円
(ア) 組織活動費	711,376円
(イ) 選挙関係費	1,586,625円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	24,152,357円
a 機関紙誌の発行事業費	11,869,445円
b 宣伝事業費	12,134,306円
d その他の事業費	148,606円
(オ) 寄附・交付金	5,850,000円
(カ) その他の経費	365,650円
合 計	74,141,107円

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第216号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成23年8月12日

福岡県公安委員会

#### 1 意見募集期間

平成23年8月8日から同年9月6日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部教養課に備え置く。